

公道を走らない農耕車にも、ナンバープレートが必要です！

農耕作業に使うトラクタやコンバインなどで、以下の条件に当てはまる車両は小型特殊自動車（軽自動車税課税対象）です。

新規購入された方、譲渡された方、申告をしていない対象車両をお持ちの方は、速やかに税務会計課までご申告ください。

対 象 ○農耕用トラクタ ○農業用薬剤散布車 ○田植機 ○刈取脱穀作業車（コンバイン） など	条 件 ○最高速度 時速35km未満 ○乗用装置があるもの
手続きに必要なもの ○本人確認書類（顔写真入りのもの） ○車名・車台番号（製造番号）・型式などがわかるもの（販売証明書や取扱説明書など）	

公道を走行しない（工場内や田畑、私有地でしか使用しない）**車両も、現在使用していない**（破損または不使用の）**車両も、4月1日時点で所有している車両はすべて課税対象で、ナンバープレートをつける必要があります。**

※上記以外に、ミニショベルカー・フォークリフトなどもナンバープレートの交付を受ける必要があります。（大きさ・最高時速の条件あり）

※条件に1つでも該当しない場合は大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の対象です。

※詳しくは下記担当へお問い合わせください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線116

広報4月号記事に関するお詫びと訂正

11ページ「令和7年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」において誤りがありましたので、お詫びして下記のとおり訂正させていただきます。

◎訂正内容 【誤】 5月30日(金) 【正】 6月 2日(月)